



12月13日提出
申10号

エルダー社員、出向社員のタブレット端末への フォロー体制の充実を求める申し入れ提出!

タブレット端末を社員に貸与されるようになって業務においても、事務手続きなどにおいても会社からの重要な連絡に使用されることから必要不可欠なツールとなっています。



エルダー社員や出向社員にも貸与されるようになりましたが、取り扱いの具体的な説明がないこと、故障した際の問い合わせ先が明確でないこと、アップデート作業の個人対応などに不慣れた社員は非常に苦慮しており、不安の声が地本に寄せられています。

タブレット端末の丁寧な運用とフォロー体制の充実を求め地本は申10号を提出しました。

■ 申10号 申し入れ項目 ■

1. タブレット端末について、アプリケーション、タブレット端末操作、入力方の対応フローを作成し、対象社員に教育を行うこと。
2. タブレット端末の不具合等に対する問い合わせ先を統一すること。
3. 端末のアップデートは、新潟支社の担当者が行うこと。

東日本ユニオンはエルダー社員や出向社員など 全JR労働者の労働条件向上に取り組めます!